

【タイ】電子出願システムによる出願に関する要件及び手続きの変更に関する通達について

2018年3月19日

ジェットロ・バンコク事務所

2018年3月13日、タイ知的財産局は、2015年6月22日より適用が開始された通達(特許権、小特許権、意匠権の電子出願及びこれに付帯する諸手続き上の申請及び書類提出(実体審査請求、補正、譲渡・ライセンス登録、異議申立、審判請求等)を、インターネットを介して行える環境を提供する旨の通達)について、出願人による電子出願システムの利用をより一層促すため、手続き上の柔軟化を図ることを内容とする通達を公表した。同通達の主な内容は以下のとおりであり、2018年2月19日から適用が開始されている。

- (1)電子出願に付帯して、従来必要とされていた紙書類の提出を不要とする。なお、システムを通じて提出することが困難な書類については書留郵便による送付が可能であり、消印の日付が提出日と見なされる。
- (2)各種オフィシャルフィーの納付方法を増やし、納付期限についても当初設定期限から延長する。
- (3)電子出願システムによる出願については、タイ知的財産局からの指令書及び通知書等は同システムを通じて、あるいは電子メールにより出願人に提供する。

本内容は、日本貿易振興機構が2018年3月現在 TMI Associates (Singapore) LLP より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。